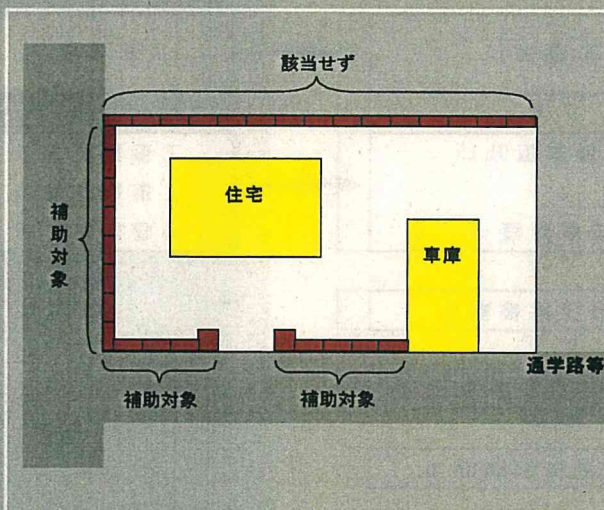


# ブロック塀等の倒壊による 被害を出さないために

危険ブロック塀除却のための費用の一部を補助します。

◎補助対象となる危険ブロック塀は・・・



- ① 通学路等に面する部分に設置されたブロック塀
- ② 学童その他の通行人の安全を確保するために除却する必要があるブロック塀

※ブロック塀とは・・・

コンクリートブロック造、  
石造その他の組積造の塀及び門柱

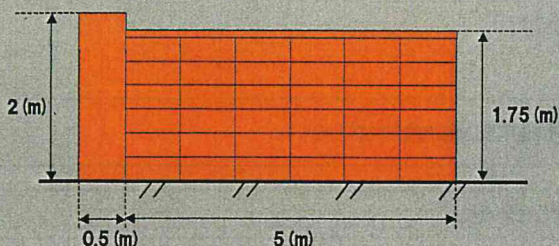
◎補助金額は・・・

補助金額 = 3,500 円 × ブロック塀の面積 (㎡)

注 1) 補助金額は 100,000 円を上限とする。

注 2) ブロック塀の面積は 1 平方メートル未満を切り捨てとする。

注 3) 補助金額は 1,000 円未満を切り捨てとする。



計算例)

対象面積は、 $2 \times 0.5 + 5 \times 1.75 = 9.75 \text{ m}^2$

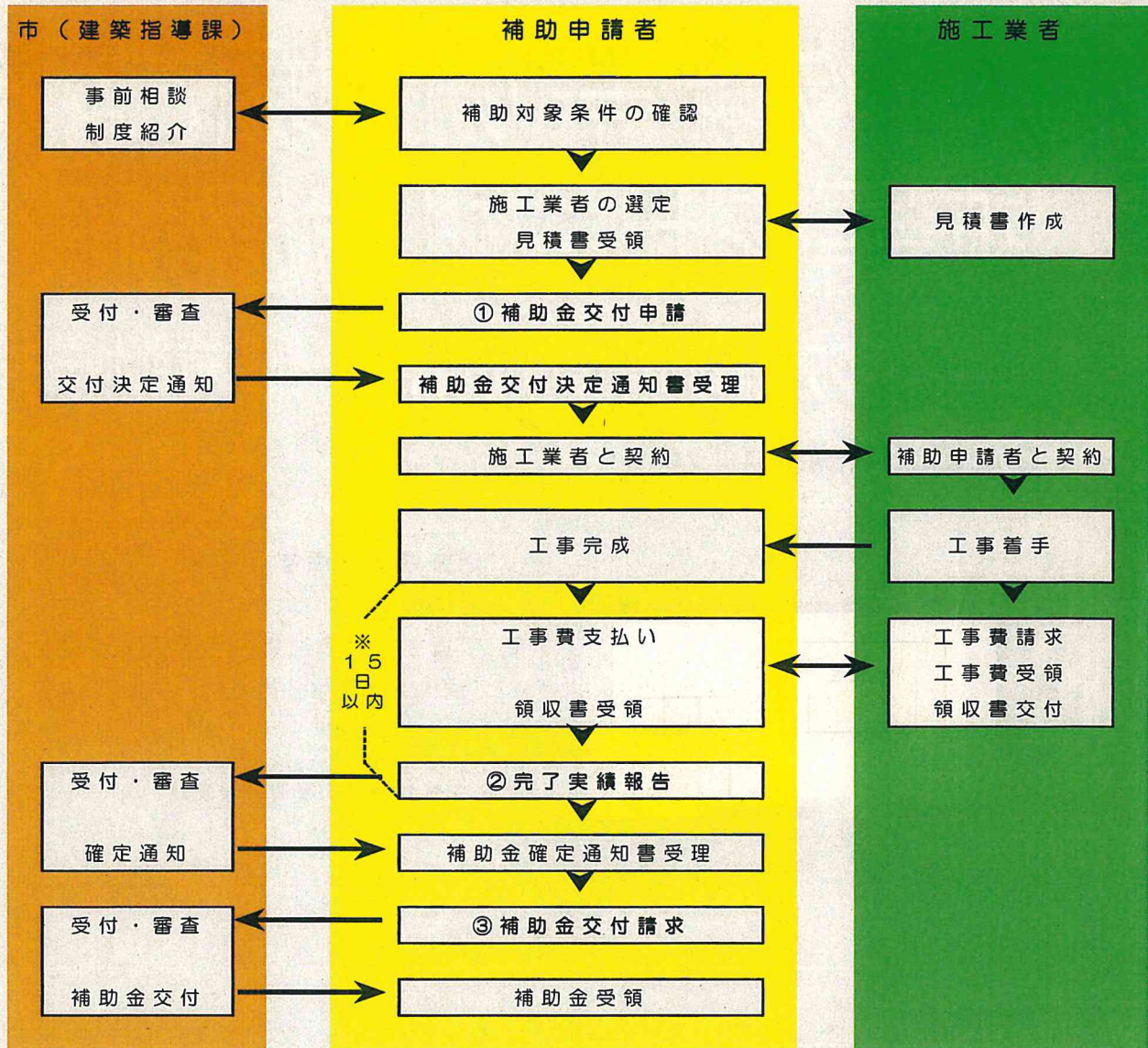
1 平方メートル未満は切り捨てるため、 $9 \text{ m}^2$

$3,500 \text{ 円} \times 9 \text{ m}^2 = 31,500 \text{ 円}$

1,000 円未満は切り捨てるため、

補助金額 = 31,000 円

## 危険ブロック塀の除却に関する補助の手続きの流れ



提出書類一覧		
① 補助金交付申請	② 完了実績報告	③
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 補助金交付申請書 (※)</li> <li>◆ 補助事業の内容及び経費の配分 (※)</li> <li>◆ 危険ブロック塀の除却工事計画書 (※)</li> <li>◆ 現況写真</li> <li>◆ 見積書の写し</li> <li>◆ 市納税状況調査同意書 (※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 補助事業実績報告書 (※)</li> <li>◆ 補助事業の内容及び経費の配分 (※)</li> <li>◆ 工事完成写真</li> <li>◆ 請求書の写し</li> <li>◆ 領収書の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 補助金交付請求書 (※)</li> </ul>
(※)印のものは建築指導課窓口で配布しております。お気軽にお問い合わせ下さい。		

お問い合わせ先	
〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号	金沢市都市整備局定住促進部建築指導課 指導担当
TEL : 076-220-2326	FAX : 076-220-2134